

一宮市成年後見支援センター 成年後見制度説明会

参加費
無料

成年後見制度について初めて学ぶ方向けに、制度の概要や基本的な内容をわかりやすくご説明いたします。ご家族の中で制度の利用をご検討されている方や、将来に備えて制度について知っておきたい方など、どなたでもご参加いただけます。ぜひお気軽にご参加ください。

駅前会場（定員：両日程とも 80 名）

●場所：尾張一宮駅前ビル2階 大会議室
(栄 3-1-2)

●日時 10/29 木・12/13 日

●時間：各回 14:00～15:30

●対象：市内在住・在勤の方

●申込方法：期間 10 月 20 日(火)まで

下記 URL または右記二次元コードから申込みフォームで応募

もしくは一宮市成年後見支援センター (Tel.85-8828) へ連絡

<https://forms.gle/tZ34T8nK5CMmbzaL7>

※応募多数の場合は抽選となります。抽選結果は 10 月下旬頃にメールまたは電話にてご連絡いたします。

尾西会場（定員：両日程とも 20 名）

●場所：一宮市尾西庁舎4階 会議室
(東五城字備前 12)

●日時 11/16 月・11/29 日

●時間：各回 14:00～15:30

●対象：市内在住・在勤の方



成年後見制度ってなあに?? 第2回

～後見人はどんなことをしてくれるの?～

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障害などにより判断することが難しくなった方が、安心して生活を送れるよう支援する制度です。ご本人の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した後見人※が、ご本人の状況や意思を尊重しながら必要な支援を行います。今回も一宮市成年後見支援センターに寄せられるご相談の中から、よくあるご質問についてわかりやすくご紹介していきます。

※後見人：成年後見人・保佐人・補助人等を含む

Q

後見人は、どんなことをしてくれるの?

A

後見人は、主に財産管理や重要な契約行為などの支援を行います。例えば、預貯金の管理や各種支払い、不動産の管理などの財産管理を行うほか、ご本人の生活や心身の状況に応じて、介護サービスや福祉サービスの利用契約、施設への入所契約など、生活に必要な契約手続きを支援します。



◆知っておきたいポイント

後見人は、ご本人の意思を尊重し、自分らしい生活を送れるよう支援するとともに、ご本人の権利や財産を守ることを役割としています。その上で、後見人による業務は、定期的に財産状況や支援内容を家庭裁判所や監督人へ報告をする必要があります。また、食事や掃除、通院の付き添いなどの日常生活の介助は、原則として後見人の役割ではありません。その代わりに、ご本人が必要な介護・福祉サービスを利用できるよう、後見人がサービスの利用契約などを行い、安心して生活を送られるよう支援します。

◆制度についてより詳しく知りたい方は、下記へお気軽にご相談ください。

【問合せ】 一宮市成年後見支援センター（社会福祉協議会内）Tel.85-8828